

令和 7 年
12月高浜市議会定例会
議案書

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年11月25日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

1 住 所 高浜市屋敷町
2 氏 名 岩井伸江（67歳）

提案理由

この案は、人権擁護委員岩井伸江氏が令和8年3月31日で任期満了となるので、再度推薦するためであります。

議案第 67 号

財産の交換について

次のとおり財産を交換するものとする。

令和 7 年 1 月 25 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

1 交換に供する財産

(1) 財産の種別 土地

| 所在及び地番 | 地目 | 地積 (m ²) |
|-------------------|------|----------------------|
| 高浜市本郷町六丁目 6 番 8 6 | 学校用地 | 20.00 |
| 高浜市本郷町六丁目 6 番 8 8 | 〃 | 2895.00 |
| 高浜市本郷町六丁目 6 番 9 1 | 〃 | 1.41 |
| 高浜市本郷町六丁目 6 番 9 2 | 〃 | 4.05 |
| 高浜市本郷町六丁目 6 番 9 3 | 〃 | 15.00 |

(2) 價額 173,600,000 円

2 交換により取得する財産

(1) 財産の種別 土地及び建物

ア 土地

| 所在及び地番 | 地目 | 地積 (m ²) |
|-------------------|----|----------------------|
| 高浜市神明町二丁目 18 番 12 | 宅地 | 790.00 |
| 高浜市神明町二丁目 18 番 13 | 〃 | 440.00 |

イ 建物

| 所在 | 構造 | 床面積 (m ²) |
|--------------------|-------------|-----------------------|
| 高浜市神明町二丁目 18 番地 13 | 鉄骨造 2 階建 | 763.5 |

(2) 價額 176,900,000 円

ア 土地 145,000,000 円

イ 建物 31,900,000 円

3 交換の相手方 安城市御幸本町 501 番地 1

あいち中央農業協同組合

代表理事組合長 湧 美 純 一

4 交換差額の補足 市は、相手方に対し、交換差額金として 3 ,
3 0 0 , 0 0 0 円を支払うものとする。

提案理由

この案は、市の所有する旧高取幼稚園用地と、あいち中央農業協同組合の所有する翼ふれあいプラザの土地及び建物を交換するためであります。

議案第 68 号

高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について

次のとおり高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 25 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

（高浜市税条例の一部改正）

第 1 条 高浜市税条例（昭和 29 年高浜町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項中「6 月 30 日」を「同月 30 日」に、「8 月 31 日」を「同月 31 日」に、「10 月 31 日」を「同月 31 日」に、「1 月 31 日」を「同月 31 日」に改める。

第 61 条第 1 項中「5 月 16 日から 5 月 31 日」を「4 月 16 日から 同月 30 日」に、「7 月 31 日」を「同月 31 日」に、「12 月 25 日」を「同月 25 日」に、「2 月末日」を「同月末日」に改め、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準年度の第 1 期の納期は、5 月 16 日から 同月 31 日までとする。

第 63 条中「第 61 条第 3 項」を「第 61 条第 4 項」に改める。

第 76 条第 2 項中「5 月 31 日」を「同月 31 日」に改める。

（高浜市都市計画税条例の一部改正）

第 2 条 高浜市都市計画税条例（昭和 31 年高浜町条例第 10 号）

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「5月16日から5月31日」を「4月16日から同月30日」に、「7月31日」を「同月31日」に、「12月25日」を「同月25日」に、「2月末日」を「同月末日」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「当該各項」に、「第61条第2項」を「第61条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準年度（市税条例第57条の2第1項に規定する基準年度をいう。）の第1期の納期は、5月16日から同月31日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、基幹系システムの標準化に伴い、固定資産税及び都市計画税の納期を変更するほか、条文の整備を行うためあります。

議案第 69 号

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 25 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年高浜市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高浜市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、同条第 4 項中「、規則その他の規程の規定」を「その他の定め」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下

「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例その他の定めにより当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

| | |
|----------|---|
| 10 市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 11 教育委員会 | 経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒(就学予定者を含む。別表第2及び別表第3において同じ。)の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 12 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 13 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|---|
| 1 市長 | 高浜市障害者扶助料支給条例による障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定 |

| | | |
|------|---|---|
| | | の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 2 市長 | 高浜市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの |
| | | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの |
| | | 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 3 市長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当に愛知県が加算して支給する手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの |
| | | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの |

| | | |
|------|---|--|
| | | 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 4 市長 | 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 5 市長 | 後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの |

| | | |
|----------|---|---|
| | | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 6 市長 | 高浜市子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 7 市長 | 高浜市障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 8 市長 | 高浜市精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 9 教育委員会 | 経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |
| 10 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|---------|---|--------|----------------------|
| 1 教育委員会 | 経済的な理由によつて就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの |
| | | | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの |
| 2 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であつて規則で定めるもの |
| | | | 住民票関係情報であつて規則で定めるもの |
| 3 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの | 市長 | 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、地方公共団体情報システムの標準化による住登外者宛名番号管理機能の実装に伴い、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第70号

高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものとする。

令和7年11月25日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるものを除くほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）に定めるとおりとする。

（乳児室の面積）

第4条 府令第21条第2号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営について、基準を定めるためあります。

議案第71号

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

次のとおり高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものとする。

令和7年11月25日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高浜市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるものを除くほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

（乳児室の面積）

第4条 省令第43条第2号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（連携施設の確保）

第5条 省令附則第3条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市が独自に規定するものを除き、省令によることとするためあります。

議案第72号

高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

次のとおり高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものとする。

令和7年11月25日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高浜市条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるものを除くほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

（放課後児童支援員）

第4条 省令第10条第1項の放課後児童支援員は、同条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修

を修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となつた者が省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となつた日の、放課後児童健全育成事業者の職員が同項各号のいずれかに該当する者となつた場合においてはその者となつた日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（高浜市児童クラブの実施に関する条例の一部改正）

- 2 高浜市児童クラブの実施に関する条例（令和7年高浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高浜市条例第24号）第10条第4項」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第4項」に改める。

提案理由

この案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市が独自に規定するものを除き、省令によることとするためであります。